

中堅国家構想 (MPI)  
ブリーフィング・ペーパー

# 約束を守る

安保理サミットから2010年NPT再検討会議へ

—全訳—

2009年10月

## 目次

要約	3
A. 核兵器の役割を低減し非核保有国に対する核兵器不使用を保証する	5
B. 世界の安全を直ぐに高め、核兵器のない世界の諸要素を確立する措置	6
包括的核実験禁止条約（CTBT）	7
核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	8
核燃料の生産と供給の多国間規制	9
非核兵器地帯：中東と北東アジア	9
核物質防護、及び安保理決議1887で支持されたその他の措置	10
C. 検証を伴う削減	11
D. 核兵器のない世界を創る	12
むすび	14

原文 URL [http://www.gs institute.org/mpi/pubs/Making\\_Good.pdf](http://www.gs institute.org/mpi/pubs/Making_Good.pdf)

監訳：NPO法人ピースデポ。協力：NPO法人セイピースプロジェクト。

# 約束を守る:

## 安保理サミットから2010年NPT再検討会議へ

### 要約

2009年9月24日に開かれた歴史的な国連安全保障理事会サミットは核兵器のない世界へ向けた機運に弾みをつけた。サミットで採択された安保理決議1887は核軍縮に関して革新的な内容は何も含んではいないが、核兵器による破局のリスクを減少させ、「核兵器のない世界への条件を創り出す」ためのアジェンダをしっかりと確保するものである。

サミットにおける発言で、オバマ大統領は「核戦争に勝利することは出来ず、決して戦ってはならない。……我々は地球上から核兵器が消え去る日を見るまで、決して立ち止まってはならないのだ」というレーガン大統領の言葉を引用した。オバマ氏は続けた、「それが我々の仕事である。それが我々の天命となる。我々はその共通の目標を達成する新たな決意をもって、この会議を終えるだろう。」サミットの前日に国連総会で演説したとき、彼は簡潔だが重要な誓約を行った。「我々は、より踏み込んだ核兵器の削減への扉を開き、核兵器の役割を低減する『核態勢見直し (NPR)』を完成させるだろう」。

サミットでは、他の各国首脳、国連事務総長、国際原子力機関 (IAEA) 事務局長がその決意表明を強化し、振幅を大きくし、決議に含まれた内容を超えるような措置を要求した。何人かの演説者は核兵器を地球規模で禁止し、廃絶する条約を支持した。

この中堅国家構想 (MPI) のグリーンフィンギング・ペーパーは、安保理サミットと来春の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議の間のこの極めて重要な時期について検討する。また、MPIとアトランタのカーター・センターは再検討会議への準備を行う各国政府を支援するため、一月に協議の場を開くことにしている。このペーパーでは、MPIは中堅国家諸国が以下のことを行うよう勧告する。

- オバマ政権に対して直ちに、そして強く、次のことを伝えること。「核態勢見直し」は核兵器の役割を低減させなければならない。とりわけ対抗戦力ドクトリンや対抗価値ドクトリンを拒絶すること。また、「拡大抑止」に関する諸協定を核兵器の役割拡張を正当化する根拠としないこと。
- 核兵器複合体を守り、拡大し、改良型や新設計の弾頭を設計し製造する選択肢を残し、運搬手段を近代化することを取り引きにした、包括的核実験禁止条約 (CTBT) への条件付承認に反対すること、そして、全ての核実験場の閉鎖を要求すること。
- 軍事計画の外にある既存の核物質を兵器取得のために使用することを包括的に防止し、核軍縮を促進する核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) に向けて交渉を行うこと。
- 核燃料バンクの設立を支援し、核燃料サイクルのグローバルな多国籍化に向けて取り組み、国際再生可能エネルギー機関に加盟し、これを支援すること。
- 中東に核兵器、生物兵器、及び化学兵器のない地帯を創り出すためのイニシアティブに

関する合意をNPT再検討会議において達成するために取り組むこと。

- IAEA追加議定書をNPT遵守の標準とすることに再検討会議が合意するよう支持すること。
- 合衆国とロシアが戦略兵器削減条約（START）後継条約に関する交渉テーブルに戻ったことに賛意を表し、核廃絶に導く多国間の削減を促進するような、さらなる二国間の削減に向けた約束を再検討会議において行うよう要求すること。
- 持続可能かつ検証可能で拘束力のあるグローバルな核兵器廃絶のための条約あるいは諸合意の枠組みに関する協議と交渉の開始を再検討会議において約束するよう、強く要求すること。

このブリーフィング・ペーパーは、先ず、今年末までに出される予定の米国の「核態勢見直し」から論じる。次いで安保理決議1887によって支持された諸措置、すなわちCTBT、FMCT、核燃料の生産と供給の多国間規制、非核兵器地帯、及び核物質防護、追加議定書、NPTからの脱退制限、核輸出規制に焦点を当てる。次ぎにブリーフィング・ペーパーは現在の米口の核兵器削減交渉を吟味し、最後に、核兵器のない世界のための仕組みの構築に関して考察する。MPIの主張の中心は、現在すでにアジェンダとなっている諸措置の履行は、核兵器の廃絶を達成しようとする意図を明白かつ本質的に示すものでなければならない、ということである。

## A. 核兵器の役割を低減し非核保有国に対する核兵器不使用を保証する

1. 「核態勢見直し (NPR)」は核兵器の役割を低減するというオバマ大統領の約束は、「核兵器が使用される危険を最小限にするとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること」とした重要な2000年NPT合意を進展させるものである。安保理決議1887は、1995年と2000年の最終文書を想起した序文のパラグラフにおいて、2000年合意と他のNPT合意が現在も妥当なものであることを確認している。核兵器の役割を縮小するための基礎の一つは、1995年にNPT上の核兵器国によってなされたNPT非核兵器国に対する核兵器の不使用の保証が将来にわたって有効であることにある。安保理決議は、これらの保証が「核不拡散体制を強化する」ものであることを確認している。中堅国家構想は、NPT再検討プロセスの7つの優先課題の一つとして、法的拘束力のある条約を通じて行うことも含めて、こうした保証を強化することを指摘してきた。(2007年4月「2010年に向けて:コンセンサスへの優先課題」を見よ。【訳注】解説「核軍縮、中堅国家構想の挑戦」(梅林宏道)と抜粋訳がピースデポ発行「イアブック・核軍縮・平和2008」にある)
2. 「核態勢見直し」は現在準備されていて、年末までには完結するだろう。NATOの「戦略概念」も見直し作業の最中にあるが、おそらく「見直し (NPR)」によって影響を受けるだろう。さらに、ロシアも現在、核兵器の使用に関する軍事ドクトリンの見直しを行っており、年内にメドベージェフ大統領に提示されることになっている。**中堅国家諸国は直ちに力強く、「見直し」は核兵器の役割を低減しなければならないとオバマ政権に伝えるべきである。**同じメッセージがロシアにも向けられなければならない。以下の多くの点はロシアにも当てはまる。米国の「見直し」は、核保有国と連携した諸国に関して付けられた冷戦時代の留保を取り除き、NPT非核兵器諸国に対する曖昧さを残さない不使用の保証を示すべきである。「見直し」はまた、敵の核能力に対する包括的な核攻撃を実行するための準備を必要とする対抗戦力ドクトリンを拒絶すべきである。このドクトリンは核戦争を戦うための冷戦期の方策であった。それは、核戦力を、先制攻撃可能な、すぐに発射できる状態に維持することを意味し、危機において核兵器使用に訴えようとするプレッシャーを増加させる。米ロの文脈においては、それはまた、対抗戦力攻撃を実行し、かつ、そのような攻撃にも生き残って使用することができる核兵器を保有するために、大量かつ複雑な核兵器庫を維持することを意味する、と多くの人々は考えている。「見直し」はさらに、第2撃を都市に与える“対抗価値”ドクトリンも拒絶すべきである。それは作戦上の現実を反映すべきである。1945年以降核兵器が使用されていないことに現れているように、核兵器の使用を検討することにさえ作戦上極度に高い敷居がある。したがって、「見直し」は、唯一の合法的で文明化された立場、すなわち、核兵器はいかなる状況においても決して使用しないという立場に向かう道を拓くべきである。
3. **特に重要なのが、「拡大抑止」が米国の核態勢における核兵器の役割の拡大を正当化する理由にはならないということ**を米国の同盟諸国が伝えることである。同盟は侵略を抑止するために核兵器に依存する必要はない。非核軍事力は相当に協力である。市民社会によって長く主張されてきた北東アジア非核兵器地帯のように、代替的な安全保障のアプローチが発展させられなければならない。この点において、日本の鳩山首相のサミットにおける発言は期待できるものである。彼は「非核兵器地帯の創設が5つの核兵器国—5常任理事

国一と地域の非核兵器国との連携の下」で行われる安全保障上の利益について説明した。エジプトが中東において拡大核抑止を導入するという考えを拒絶し、代わりに地域的な非核地帯の必要性を繰り返して表明していると伝えられたことも心強いことである。現在核同盟に属する全ての国家は、その安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減し段階的に廃止する措置を講じるべきである。

4. 役割の低減というNPTの誓約を履行するための中間的措置の一つは、拡大核抑止の唯一の目的は他の国による核兵器の先行使用（ファースト・ユース）を容認しないというシグナルを送ることにある、と確認することである。日本の新政権はアメリカに対してその立場を強く主張するべきであり、実際にそうする用意があるように見える。日本の民主党は先行不使用の政策がアメリカとの間で議論されるべきだと述べてきた。岡田克也外相はそのような政策への支持を表明してきた。NATO加盟国もまた、2010年末か2011年初頭に開催されるリスボンでのサミットで採択される予定のNATO戦略概念改訂の中で核兵器の役割を制限する義務を課せられている。1998年にドイツは先行不使用政策がもたらすメリットをアメリカに説得しようとしたが、結局堅く拒絶された。今回は政権指導者が核兵器がもたらす危険を減らし、核兵器の廃絶を追求することを雄弁に語ってきたのだから、NATO諸国はこの問題をもう一度主張すべきである。

5. 最後に、同盟国による戦時使用を許すことを前提にいくつかのNATO同盟国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）の領土に米国の核兵器が配備されている状態を終結させるべき時はとくに過ぎている。このような体制は、核兵器の政治的価値を高めることによって世界に誤ったシグナルを送り、他の核兵器を所有する国にその核兵器を「共有する」ことを検討させる最悪の前例となっている。ドイツの新政権はドイツに残っている核兵器を除去することをNATOの中で主張するだろうと発表し、正しい方向に動きつつある。

## **B. 世界の安全を直ぐに高め、核兵器のない世界の諸要素を確立する措置**

6. 安保理決議1887は、冷戦終結以来、新しい国家やテロリストあるいは他の非国家主体が核兵器を取得することを阻止するために取り組んできた国連安保理の役割を力説している。イランや北朝鮮の名を挙げてはいないが、この決議は安保理が不拡散義務の遵守を監視する役割を持ち続けることを非常に明確にしている。サミットにおける発言の中で、何人かの首脳がこの努力を成功させる必要性について強調した。この決議はまた、非国家主体による核兵器や生物兵器、化学兵器関連の物質や装置の売買や取得の阻止に関する安保理決議1540を履行する必要性について強調している。

7. こうした安保理決議1887の新味のない側面によって、この決議が安保理決議1540を超えて重大な諸機能を果たす多くの措置に合意しているという事実が覆い隠されてはならない。その諸機能とは、水平的拡散の防止であり、垂直的拡散すなわち核軍備競争の防止であり、そして、核兵器のない世界においては違反の防止である。それらの措置の中には、中堅国家構想が優先課題としてきた3つがある。すなわち、包括的核実験禁止条約、核分裂性物質生産禁止条約、及び核燃料の生産と供給に関する多国間規制である。この決議における注目に値するその他の諸要素は、非核兵器地帯、核物質防護、追加議定書、NPT脱退、

核輸出規制に関係するものである。この決議には、本ブリーフィング・ペーパーでは分析しないが今後注目に値する一つの重大な条項がある。それは、NPT非加盟国に対して加盟までの期間において条約の条項を支持することを要求するものである。非加盟国は核兵器を保有しているがNPT条約で定義された「核兵器国」ではない中で、どのように適用するのは今後の課題ではあるが、この条項は、非加盟国がNPTの他の条項はもちろんのこと、すべての加盟国に義務づけている第6条を遵守することを期待していることを示している。

## 包括的核実験禁止条約（CTBT）

8. 安保理決議1887が述べているように、そして中堅国家構想が長年主張してきたように、「早期に」CTBTを発効させることは、まさに重要である。CTBTは質的な核軍備競争を防止し、新しい国がミサイルによって運搬可能な弾頭を手に入れることへの高い障壁となる。その意味で、ヒラリー・クリントン米国务長官が9月24日と25日に開かれた発効促進会議で演説を行ったことは心強い。しかし同時に、2000年のNPT再検討会議で採択された「13項目の実際的措置」の第一項目に規定されているように、CTBTが「無条件で」法的な効力を持つことが重要である。「無条件で」という表現は、条約寄託者に提出する批准書に直接付与される条件のことを言っていると解釈することもできるが、それはより広く、批准書パッケージ——陰にであれ陽にであれ、国内的に保有核兵器の長期維持や近代化の能力を強化したり高める効果を生むような批准書パッケージを作ってはならないことを意味している。

9. 残念なことに米国では、CTBTの批准を、核実験なしで信頼できる核兵器を維持するためと力説される、改良型あるいは新設計の弾頭、新しい兵器生産施設、運搬システムの近代化の誓約と結び付けようとする強力な試みが進行中である。アメリカ議会はいま、現在ヨーロッパに配備されている核爆弾B-61の改良型の非核部分を設計するための3250万ドルの支出を承認しようとしている。議会はまた、2010年に、ロスアラモス国立研究所の新しいプルトニウム施設、化学・金属学研究代替複合施設に9700万ドルを充てることを予定している。他の開発初期段階にある新施設には、テネシー州オークリッジのウラニウム処理施設と弾頭の非核部品を製造しているミズーリ州カンザスシティ・プラントがある。前者の施設は、熱核弾頭の二次爆発部分を組み立て、2010年には9400万ドルの設計費を受領する。こうした新施設は、必要となれば核戦力を増強する能力を提供するだろう。

10. 中堅国家諸国は、核兵器複合体を守り、拡大し、改良型や新設計の弾頭を設計し製造する選択肢を残し、運搬手段を近代化することを取り引きした、アメリカや他の諸国におけるCTBTへの条件付承認に反対すべきである。核軍備を拡大する能力をもたらず兵器施設を作ることは、2000年の不可逆性の原則に反する。改良型や新設計の弾頭は、そうではないと否定しても、核戦力に軍事能力を追加すると考えられる。それは安全保障政策における核兵器の役割を減らすという2000年合意に反する。これは、アメリカの潜水艦発射弾道ミサイルの主要弾頭であるW-76の「寿命延長」計画においてすでに現実化していることである。1990年代に米国では、「備蓄管理」と総称されている計画を約束する形でCTBTのためにすでに高い対価を支払っている。この計画では、スーパーコンピューター使用の実験施設や「未臨界」実験が行われた。アメリカでのCTBTの批准に伴う新しい反軍縮パッケージは、インドやパキスタンの批准を得るといふもともとと困難な課題を、間違いなく

複雑にするだろう。はるかによい道は、少なくともフランスがすでに行ったように、米国、ロシア、及び他の核保有国が彼らの核実験場を閉鎖することで誠意を示すことであろう。

11. 加えて中堅国家諸国は、CTBTの批准獲得の進展に依存する形でNPT再検討会議の成功的な成果を得ようとすることに慎重でなければならない。アメリカの批准のタイミングは不確かであるし、条約が発効するまでには批准しなければならない国が他に8つある。さらにいえば、少なくともNPTの核兵器国の間では、実験に関して長期にわたるモラトリアムが成立しており、実際にそうなるように思われる。さらに、CTBTの批准をNPT軍縮合意に忠実であることの唯一の最も重要なしるしであるかのようにしてしまうことは、批准から最大限の反軍縮の対価を引き出そうとする人々の思うつぼにはまってしまう。

### 核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

12. 安保理決議1887はジュネーブ軍縮会議が「出来るだけ早く」FMCTについて交渉するように要求している。決議はまた、他の3つの優先的課題——非核兵器国に対する核兵器の不使用の保証に関する、交渉を排除しない議論、宇宙空間における軍備競争の防止、核兵器廃絶へと導く系統的で前進的な努力——を包含するCDの作業計画にも好意的に言及している。決議における要請それ自身の積極的な影響への期待は別として、CDのこう着状態を解くような前進はなかったように見える。そのような一つの兆候は、FMCT交渉までは全核保有国が兵器用核物質の生産を停止すべきだという要請が行われなかったことである。7月にG8がそのような要請に合意できたので、中国（G8ではない）が安保理決議にこのような要請が入ることを阻止したように見える。

13. 現在兵器用物質を生産し、兵器用プルトニウム生産のための新施設を建造中のパキスタンに関する懸案に対し、各国政府は高いレベルでしっかりと取り組む必要がある。インドに関して言えば、インドは大量かつ増大する備蓄のある原子炉級プルトニウムを燃料とし、兵器級プルトニウムを生産するであろう高速増殖炉を建設中であるが、それは保障措置の外に置かれている。兵器用物質の生産禁止は、もし「民生用」プルトニウムの兵器への使用の検証を伴う禁止が同時に行われるならば、南アジアの保有核兵器数をそれぞれ数百以下のほぼ同じ水準に押さえ込むことになる。米印原子力協定の一部として、インドは「多国間の [FMCT] を締結するために米国と協力する」ことを約束している。しかしながら、未だこれを示す試みは何も行なわれていない。中国はもう一つのキープレーヤーである。中国は、アメリカが高度な非核攻撃システムとミサイル迎撃システムを追求しているという見通しから、自国の総合的な戦略的立場に関わる兵器の規模を制限するFMCTの影響に関して危惧を抱き続けているようである。FMCTに対する最大の挑戦はイスラエルから出てくる可能性がある。イスラエルはFMCTを、自国の曖昧政策を危うくし、自国の保有核兵器の解体に向けた要求が強まる可能性があると考えているように思われる。

14. 交渉が始まったときには、中堅国家諸国は軍事計画の外にある既存の核物質を兵器取得のために使用することを包括的に防止し、核軍縮を促進するFMCTを強く支持すべきである。核分裂物質に関する国際パネルが適切に説明しているように、このためには、とりわけ、「民生用」プルトニウム、軍事的「必要」からは過多と申告された物質、潜水艦推進のための高濃縮ウランなど兵器に使用することが可能な全ての核物質、つまり兵器の中

のものや兵器用に割り当てられたものではない全ての核分裂性物質に保障措置を適用することが要求される。パネルは、この原則を維持するために将来のすべての核兵器削減においては兵器から回収した核分裂性物質を保障措置の下に置くことが必要であるとも勧告している。申告外の活動を発見することを可能とする追加議定書タイプの査察体制も望まれる。これによって、兵器用の物質が全く作られていないという信頼が増すことに加えて、核保有国と非保有国の間の差別を相当に縮小するという有益な効果もあるだろう。残念なことにオバマ政権は、透明性、現存する物質に対する保障措置、「過多の」物質を保障措置の下に置くこと、などに関する並行する自発的イニシアティブを要請するとしながらも、FMCTへは狭いアプローチをとることに決定したように思われる。条約のスコープ（扱う範囲）は、中堅国家諸国による協調した取り組みが影響を及ぼすことのできる問題である。

## 核燃料の生産と供給の多国間規制

15. 安保理決議1887はIAEA理事会に対して、「核燃料供給と関連する諸手段の保証を含む核燃料サイクルへの多国間アプローチ」についてできる限り早く合意するよう促している。モハメド・エルバラダイIAEA事務局長は、サミットにおける発言の中で、「私は、諸国が独自の濃縮能力や再処理能力を必要としないよう、諸国に原子炉のための核燃料の供給を保証するための低濃縮ウランバンクの設立を提案してきた。この点に関する数多くの補足的な提案もなされてきた。しかしながら、我々の最終的な目標は我々が核軍縮に向かって前進するような核燃料サイクルの完全な多国籍化であるべきだ」。中堅国家構想は、NPT再検討プロセスを成功させるための優先事項としてエルバラダイ氏の立場を支持してきた。しかしながらMPIIはまた、各国が再生可能なエネルギー資源への依存を拡大するよう努力し、この目的のために国際再生可能エネルギー機関に加盟し、これを支援するよう勧告する。

16. 「核燃料サイクルへの多国間アプローチ」に関する前進は遅い。今年のIAEA理事会において、核燃料バンクの設立に関する比較的穏健なステップが、各国の濃縮や再処理の能力獲得を封じるものではなく、ただそうした能力を持たないインセンティブを与えるに過ぎないにもかかわらず、かなりの懐疑と反対に直面している。このことは、国家管理の核燃料生産能力の拡散防止に完全に成功するには、結局、核保有国と他のいくつかの国にある現存の能力を何らかの形で国際化する運動が必要であることを示している。

## 非核兵器地帯：中東と北東アジア

17. 安保理決議1887は、地域的な非核兵器地帯（NWFZ）を歓迎する支持を表明し、来るNPT再検討会議の前にニューヨークで開かれる非核兵器地帯に関する会議を歓迎、支持している。この惑星の多くの部分の非核化を強化し推し進める上で非核兵器地帯が持つ重要性は、今年、アフリカ非核兵器地帯を設立するペリンダバ条約と中央アジア非核兵器地帯条約が発効したことで脚光を浴びている。残念なことに安全保障理事会は中東における非核兵器地帯の設立に言及しなかった。第一次湾岸戦争の後にイラクに対して条件を課した安保理決議687（1991年）の中で要求したことがあるにもかかわらず、である。サミットにおける発言で、オーストリアのハインツ・フィッシャー大統領は、「非核兵器地帯は持続可能な安定に重要な貢献をなす。中東のような地域はそのような体制から利益を得るだ

ろう」と述べた。大量破壊兵器委員会が説明したように、中東非核兵器地帯への取り組みを開始することは、イスラエルの保有核兵器、イランの核計画、そして地域の他の国々による核計画の開始や強化によって引き起こされる平和と安全への挑戦に対して、長期的な解決を与えることに大いに貢献するだろう。そのような取り組みの一つは、すべての再処理活動あるいは濃縮活動を地域的に凍結することだろう。

18. 中東地帯の帰趨はNPT再検討会議の結果に直接関係するだろう。中東に核兵器、生物兵器、及び化学兵器のない地帯を創り出すことを求めた1995年のNPT再検討会議における決議が、再び注目の焦点となるだろう。2009年のNPT再検討会議準備委員会で検討された勧告草案は有用な要素を含んでいるが、その中に中東地帯に関する会議を招集することや特別コーディネーターを任命することが含まれている。**中堅国家諸国は再検討会議において中東に関する条項の合意に向けて取り組むことを最優先課題の一つにすべきである。**

19. 以前に述べたように、北東アジア非核兵器地帯に関する提案は新しい日本の政権の出現で牽引力を得た。そのような地帯、そしてそれを創り出す過程は朝鮮半島の持続可能な非核化に貢献するだろう。DPRKはその保有核兵器と核兵器能力を放棄して、代わりに長年DPRKの指導部の第一の関心事であった核攻撃をしないという法的拘束力のある保証を受け取ることになる。日本と韓国に核攻撃をしない法的拘束力のある保証を提供することで、両国が米国の核抑止力への依存を減少、あるいは終結させることを促すことができる。

#### **核物質防護、及び安保理決議1887で支持されたその他の措置**

20. オバマ大統領がサミットでの発言で述べたように、安保理決議1887は、オバマ政権の優先課題である「4年以内に全ての脆弱な状態にある核物質を封印するグローバルな努力」に支持を与えている。彼は、「この目標を提案し、全ての国々がそれを達成できるようにするために来年4月にサミットを主催する」と付け加えた。その核心的場所、ロシアを超えてこの努力を拡大することは難題であるが、目標は設定された。決議によって設定された関連する、価値のある目標は、研究用原子炉の低濃縮ウラン燃料炉への転換である。

21. 安保理決議はまた、未申告核活動を検出するためのIAEAの権限を高める追加議定書を全ての国が批准するよう要求するとともに、核物質の輸出の決定を行う際に供給国が供給相手国のこの点に関するステータスを考慮に入れることを「奨励」している。さらに決議は、NPTからの脱退に関する安保理の責任を強調しており、供給国に対して、IAEAの保障措置協定からの脱退という事態においても輸出された核物質や装置に保障措置は引き続き適用され、供給国はその返還を求める権利を有するという条件を、核輸出の際に付すことを要求している。

22. 2010年のNPT再検討会議で同様の条項を承認することは困難だろう。差別的な体制が手つかずのままであるなかで、すなわち、NPT上の核兵器国への保障措置の適用は限定的であり、更なる拡散の防止には疑問があり、核兵器の廃絶は抱負でしかない状況のなかで、多くの非核兵器国は、かれらの原子力の非軍事的利用にさらなる制限を加えることになる、もしくは、場合によっては核兵器を取得しないというNPT上の義務を否認する能力を制約することになるものに同意することに抵抗している。このため、2009年のNPT再検討会議

準備委員会で検討された勧告草案には追加議定書への言及が一切含まれていない。それにもかかわらず、**中堅国家構想は中堅国家諸国が追加議定書をNPT遵守の標準とすることに真剣に取り組むよう特に勧告する。**核兵器の拡散防止におけるより大きな信頼を勝ち取ることはそれ自体望ましいことであり、核兵器の削減と廃絶への前進にとってよりよい環境を創り出しもする。同様の理由から、NPTからの脱退に対する規制を可能な限り厳しくすることは望ましい。

**23.** サミットにおいてエルバラダイ氏は、脱退と遵守のメカニズムやIAEAの役割に関して、再検討会議などで不拡散・軍縮レジームを開発する際に考慮すべきいくつかの重要な意見を述べた。彼は、「保障措置に関する義務の不遵守の場合やNPTから脱退しようとする国々の場合に対処する包括的な遵守メカニズムを一貫した体系的なやり方で発展させる」ことを安保理に要求した。そこには、「特定の事例に対処するために必要な追加的な権限をIAEAに与えること」が含まれている。彼は「我々に与えられた検証の任務は核物質が中心である」と指摘して、もし「IAEAが兵器化活動の可能性のあるものの追跡を期待されているのであれば、それに必要な法的権威を与えられなければならない」と述べた。彼はまた、「現在の資金の水準では、IAEAは核の検証と安全に関する任務を十分に果たすことができないだろう」とも述べた。

## C. 検証を伴う削減

**24.** 安保理決議1887はNPT第6条に従ってさらなる核軍縮の努力を追求する必要性を強調し、1991年の戦略兵器削減条約（START）に取って代わる条約に関する米ロ交渉を歓迎している。しかしそれ以外は、二国間または多国間の軍備管理と軍縮に関して、いかなる具体策も新機軸も提起されていない。イギリスのゴードン・ブラウン首相は、この点に関してかなり踏み込んだ。彼は、核兵器国は「我々がすでに実行している軍縮措置を不可逆なものにする約束をすべきであるし、我々は核兵器廃絶への道の次の措置を立案するために協力すべきである。信頼性がカギである、そしてIAEAはすでに細部にわたる査察を引き受けている。もし我々が早急かつ検証可能なやり方で世界的な核兵器削減を行おうとするならば、我々は透明性を高めなければならない」と述べた。彼はまた、イギリスの核兵器搭載潜水艦隊を4隻から3隻に減らすつもりであると声明した。

**25.** 米国とロシアは現在、2009年7月の共同了解で双方が配備戦略核弾頭を1500～1675発まで、戦略運搬手段を500～1100基までに制限するとしてSTART後継条約に関する合意を追求している。もし意図されたようにSTARTが失効する12月5日までに協定が署名されたならば、それは両国の批准まで暫定的に適用されるであろう。目標は2010年5月の再検討会議の時までに合意を発効させることだろう。オバマ政権は来年、戦略核弾頭をさらに削減し、非戦略核弾頭も削減し、そして初めて退役弾頭の解体の検証を規定する、より野心的な合意を追求したいと望んでいる。それが実現すれば、配備戦略核弾頭にとどまらず、米ロ双方の核軍備全体に関する検証を伴う史上初の制限条約となる。もしそのような合意が達成されて米ロの核軍備が十分に削減されれば、他の核兵器保有国と協議すべき問題となるが、核削減に関する多国間交渉のための舞台が整えられることになるだろう。

**26.** 現在議論されているSTART後継条約の合意は、米ロ間の核兵器による恐怖の均衡を

根本的に変えるものではない。2002年の戦略攻撃兵器削減条約は配備戦略核弾頭の上限を2200発に設定している。START後継条約は上限をこれよりは低くしたが、関係性を質的に変化させるのに十分なものではない。主要な長所は、それが削減プロセスを再活性化し、かつてSTARTが満たしていた検証と監視機能の実行継続を確かなものとするところである。これに続く合意に関してはさらにより高い利害が——そして障害も——かかっている。

27. ロシアは現在、その弱体化した安全保障態勢と軍事態勢を考慮して核戦力に大きな重要性を与えているという見方で専門家の意見は一致している。サミットでの声明の中で、メドベージェフ大統領は核のない世界という目標について言及しなかった。ロシアの外周で行われる米国の戦争、ウクライナとグルジアにおけるカラー革命、NATO拡大といった要素の観点から、ロシアは米国とNATOとの関係における自らの安全保障上の立場を憂慮している。軍事的な点からは、ロシアは、米国が巨額の費用を高度に洗練された効果的な軍備を維持するのに費やし、非核の戦略攻撃システムを発達させ、戦略ミサイル防衛システムに関する調査と開発を推し進め、宇宙配備の攻撃及び迎撃システムの配備という選択肢を公然化している中で、自国の核軍備の削減に懸念を抱いている。2009年10月15日の国連総会第一委員会におけるロシアの声明は、START後継条約が合意された後の交渉の中で上に掲げた最後の三つの問題について取りあげたいとの立場を明確にした。ロシアはまた、非戦略核戦力の削減に関して抵抗を示す可能性がある。

28. 米国が、多国間の削減に道を開く二国間の大幅な削減を促進するためにその戦略的態勢全体を改めるかどうかは、まだ分からない。オバマ政権は欧州における弾道ミサイル迎撃システムの配備計画を中止したが、研究開発は継続しており、代わりに配備される予定の中距離システムはいつの日にか長距離能力を付与される可能性がある。一つの悪い徴候は、もしロシアとの条約が、米国に対して「弾道ミサイル防衛システム、宇宙能力、あるいは先端通常兵器」を制限するのであれば、その条約に従ってなされる削減のための支出を禁止するとしている2010会計年度の軍事支出に関する条項を米上院が全会一致で承認したことである。

29. 中堅国家諸国は合衆国とロシアが交渉テーブルに戻ったことに敬意を表し、核廃絶に導く多国間の削減を可能にするような、さらなる二国間の削減の誓約を再検討会議において行うことを要求すべきである。また、ロシアと米国が真に大幅な削減に安心して合意できるような安全保障構造の変革に取り組むことが不可欠である。最後に、交渉に幻惑されないことが重要である。交渉ごとは国内的、国際的な諸情勢の変化によって頓挫しうる。米ロそして他の核兵器保有国が一方的な削減を行うことができるし、そうすべきであるということに変わりはない。一方的削減は、13項目の実際的措置が定めているし、ジャン・ローダールとアイボ・ダールダーが2008年のフォーリン・アフェアーズの論文「ゼロの論理」で勧告している。

## D. 核兵器のない世界を創る

30. 核軍縮交渉を行うという第6条下での義務の遵守要求に加え、安保理決議1887は前文の第1節で「核兵器のない世界のための条件を創出する」という安保理の決意を述べている。そのような世界に向けた条件の創出は、決議の中で明記された諸措置、またサミットにお

ける発言において要求された諸措置の履行を指すものと理解されるべきである。とりわけ、持続可能かつ検証可能で拘束力のある核兵器廃絶に向けた枠組みに関する協議と交渉の開始は不可欠な措置である。

**31.** サミットにおいて、何か国かの首脳は核兵器を世界的に禁止し廃絶する条約に対する支持を表明した。フィッシャー大統領はNPTが当面は国際秩序の中核であり続けるとした上で、「オーストリアは高度な検証機構を備えた核兵器禁止条約というアイデアを支持する」と述べた。中国の胡錦濤国家主席は、「国際社会は適切なときに、核兵器の完全禁止に関する協定の締結を含む、段階的行動から構成される実行可能な長期的計画を開発すべきだ」と述べた。グエン・ミン・チュット大統領はベトナム代表として、サミットに向けた非同盟運動の政策文書を支持し、「核兵器の全廃につながる核軍縮」を求める、継続する「人類の切迫した要求」を訴えた。そして「国際的な核軍縮協定についての交渉を早期に開始すること」を要求した。

**32.** それは世界大多数の国々の要求であるだけでなく、市民社会によって広く支持されている。このことは、2009年9月9-11日に行われた国連広報局登録NGOの会議において採択され、サミットに先立ってメキシコによって安保理のメンバーに配布された、メキシコシティ宣言「平和と発展のために軍縮する」によって如実に示された。潘基文国連事務局長も、軍縮のための5項目提案を行った2008年10月24日の演説をはじめ、メキシコシティ会議においてもこのアプローチに権威ある支持を与えてきた。事務総長は「NPT加盟各国が、信頼性のある検証制度に裏打ちされた新しい条約を通して、もしくは一連の相互に補強しあう諸合意を通して、核軍縮のための誠実な交渉を実行する」ことを強く促した。インドもまた声を上げている。最近では2009年9月29日にマンモハン・シン首相は核兵器禁止条約の交渉の提案を繰り返した。

**33.** 核軍縮に向けた包括的なアプローチへの着手の要求は、実現のための手段や直面する課題に対する理解が十分に熟していることを示している。**中堅国家諸国はNPT再検討会議が持続可能かつ検証可能で拘束力のあるグローバルな核兵器廃絶のための条約あるいは諸合意の枠組みに関する協議と交渉の開始が再検討会議において誓約されるよう、強く要求すべきである。**

**34.** 核兵器のない世界に向けた条件を創出するという安保理の約束は、核軍縮を先送りすることを承認するものと理解されてはならない。セルジオ・ドゥアルテ国連軍縮担当上級代表は、2009年9月18日、次のような明言を述べた。「私は、ある人々が、他の問題がまず先に解決されるまで、核軍縮における重要な前進を先延ばしにする必要がある、と主張してきたことを理解している。ある人々は言う、まず戦争の問題の解決や世界平和や世界政府の実現を訴えよう、と。また他の人々は言う、まず核兵器の拡散や核テロリズムの脅威をゼロにしよう、そうすれば我々は核軍縮の課題に取りかかることができる、と。そしてさらに別の者は、核兵器が存在し続ける限り核軍縮における本当の進展は不可能だろう——これは決して外れることのない予言である——と言う。このような考え方は核軍縮の実現はおろか不拡散や核テロリズムの防止という他の重要な目標さえも危険に晒す結果になる、と私は確信する。」

35. 核兵器の完全な廃絶を達成するためには、とりわけ宇宙配備のシステム、ミサイル迎撃システム、非核の戦略攻撃システムに関連する、相互に補完しあう軍備管理と軍縮が必要であろうことは真実である。しかしながら、核軍縮が、包括的な非軍事化やそれに類するグローバルな安全保障環境の変化を要求するための人質にされてはならないということは、疑問の余地のない真実である。2000年になされた核廃絶に向けた明確な約束は、全面完全軍縮という究極の目標に対する約束とは切り離されたものであるし、国際司法裁判所はNPT第6条は、包括的な軍縮ではなく、「あらゆる側面における核軍縮」に関して交渉を完結させることを要求している、と全会一致で結論付けている。

## むすび

36. サミットでの演説において、各国首脳は核兵器のない世界を創出するという目標を分かち合った。鳩山首相は、「今年4月にオバマ大統領により提案された核兵器のない世界というビジョンは、世界の人々を勇気づけ、希望を与えた。今こそ私たちが行動するときだ」と語った。フェリペ・カルデロン・イノホサ・メキシコ大統領は、ノーベル平和賞受賞者のアルフォンソ・ガルシア・ロブレスを引用しながら、「私たちの子どもは、親たちが核の脅威から解放された世界を残すことを要求する権利を持っている」と語った。アリアス・サンチェス・コスタリカ大統領は、「我々が眠っているときも、死は眠らずにいる。死は23000発以上の核弾頭の上から我々を見張っている。あたかも23000の目を開いて、油断する瞬間を待っているかのように」と述べた。彼は首脳たちに、「我々が、ようやく、平和のうちに眠ることができるような未来を作る約束を守る」ように求めた。

37. サミットの成果に立ち、NPT再検討会議の成功のために努力しつつ、中堅国家諸国はこの千載一遇の好機をとらえ、核兵器のない平和で安全な世界を構想するのみならず、それを現実のものとするための後戻りのできないプロセスを開始しなければならない。